

令和5年度
第2回
定期監査結果報告書

子ども家庭部

(子ども青少年課、子ども子育て支援課)

武蔵村山市監査委員

令和5年度第2回定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

子ども家庭部（子ども青少年課、子ども子育て支援課）

3 監査の範囲

令和5年4月1日から同年12月31日までの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理又は事務の執行

4 監査の期間

令和5年12月13日（水）から令和6年2月29日（木）まで

5 監査の方法及び着眼点

監査の範囲の事務が、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨にのっとり、公正で合理的かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、監査に必要と認められる資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類を検証し、事務処理状況を監査基準に準拠して確認した。

6 監査を実施した監査委員

乃 一 祐 太

内 野 和 典

第2 監査の結果

1 監査の結果

事務の執行は、おおむね良好で、公正で合理的かつ効率的に執行されているものと認められた。

以下、説明事項調書に基づき実施した審査項目ごとの内容を述べる。

(1) 概要及び分掌事務について

事務の概要及び武蔵村山市組織規則に基づく事務について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

(2) 台帳等目録について

抽出により台帳等を確認したところ、おおむね適切に管理されている。

(3) 予算執行について

歳入・歳出予算執行状況及び資金前渡の処理状況を確認したところ、おおむね適正に処理されている。

(4) 委託料について

抽出により委託内容等を確認したところ、おおむね適正に執行されている。

(5) 負担金、補助金及び交付金について

負担金、補助金及び交付金の対象事業について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

(6) 扶助費について

扶助費の対象事業について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

(7) 物品管理について

抽出により備品の管理状況を確認したところ、おおむね適切に管理されている。

(8) その他について

時間外勤務の実績並びに市民からの要望及び苦情等について内容を聴取したところ、子ども青少年課で昨年度実績より、職員の時間外勤務時間数が増加しており、また、特定の職員に時間外勤務が多い状況が見受けられた。課内で

仕事の配分を見直すなど、特定の職員に仕事が集中しないような工夫をお願いするとともに、今後も健康管理には、十分留意していただきたい。

なお、時間外勤務手当について、子ども青少年課で勤務実績と合わない不適切な支出がみられた。手当の請求では、十分、精査して請求するようお願いする。

また、要望、苦情の対応については、今後も適切な対応をお願いする。

2 子ども家庭部への要望等

子どもは家庭や社会にとってかけがえのない存在であり、次代の担い手です。子どもたちが成長し社会を支え、そしてまた次の世代へと受け継がれる連綿の営みに本市の未来があります。

今後も「子ども・子育て支援事業計画」の基本理念である「家族ぐるみ 地域ぐるみの 子育て環境づくり ～みんなで子育て、支えあい、うるおいのあるまち武蔵村山市～」の実現に向けて、安心して子どもを産み育てられる環境、子どもたち一人一人が健やかに成長できる子育て支援策に取り組んでいただくことをお願いする。